

大洲市学校給食センター整備運営事業

実 施 方 針

～子どもたちに笑顔を届ける学校給食センター～

平成22年9月

大 洲 市

目 次

1	特定事業の選定に関する事項	1
1-1	事業内容に関する事項	1
1-2	特定事業の選定方法等に関する事項	8
2	事業者の募集及び選定に関する事項	9
2-1	事業者の募集及び選定方法	9
2-2	事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール	9
2-3	応募手続き等	10
2-4	応募者の備えるべき参加資格要件	12
2-5	審査及び選定に関する事項	16
2-6	提出書類の取扱い	17
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	18
3-1	予想される責任分担に関する基本的な考え方	18
3-2	予想されるリスクと責任分担	18
3-3	事業実施状況のモニタリング	18
4	施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
4-1	立地条件	21
4-2	土地の取得に関する事項	21
4-3	施設要件	21
5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	23
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
6-1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	23
6-2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	24
6-3	事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	24
6-4	金融機関と市の協議（直接協定）	24
6-5	その他	24
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
7-1	法制上及び税制上の措置に関する事項	24
7-2	財政上及び金融上の支援に関する事項	24
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	25
8-1	議会の議決	25
8-2	情報公開及び情報提供	25
8-3	本事業において使用する言語等	25
8-4	応募に伴う費用負担	25
8-5	実施方針に関する問合せ先	25

1 特定事業の選定に関する事項

1-1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

大洲市学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設等の種類

学校給食センター

(3) 公共施設等の管理者等の名称

大洲市長 清水 裕

(4) 事業の目的

学校給食においては、平成9年に文部科学省による「学校給食衛生管理の基準」が制定され、原則、これに従った衛生管理が実施されてきた。その後、平成20年の「学校給食法」の改正により、新たな「学校給食衛生管理基準」に従った衛生管理が望ましいと法的に位置付けられたことにより、適切な衛生管理の徹底が求められている。

大洲市（以下「市」という。）では、現在、幼稚園9園、小学校20校、中学校9校に対し、単独調理場1施設（長浜中学校）と共同調理場3施設（大洲・肱川・河辺）から、合計4,391食/日の給食を提供しているが、長浜地域の小学校9校（うち1校休校中）には、完全給食が実施されていないのが現状である。また、共同調理場のうち大洲及び肱川学校給食センターは、施設・設備の老朽化が進んでいるとともに、「学校給食衛生管理基準」に基づくドライ方式の導入や、非汚染作業区域・汚染作業区域の区分によるさらなる衛生管理の向上等の必要性から、新たな学校給食施設の整備が求められている。これら課題の解消を図りつつ、学校給食法のものである「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」を達成し、安全かつ質の高い給食を提供するとともに、給食への多様な要望に対応するため、市は、大洲及び肱川学校給食センターを統合し、新しい大洲市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を、平成24年9月の運営開始に向けて整備する。

しかしながら、市の財政状況は厳しく、従来以上の「より効率的な運営」を図るとともに、民間が有する食品衛生に関するノウハウを活用し、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づく事業手法を用いることにより、さらに安全・安心でおいしい学校給食の実現を図ることとした。

(5) 学校給食の課題

市では、学校給食の課題を以下のように考えている。

①「給食の品質・衛生管理の必要性」の視点から

文部科学省が示す「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省が示す「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく安全・安心な給食を提供するため、調理設備のドライ方式の採用やHACCP的衛生管理による食中毒の防止、さらに食材に対する信頼性や調理後時間を空けず食べられるよう配送体制の見直しなど、子どもたちの健康を守るための品質・衛生管理の徹底を図る必要がある。

②「食の教育」の視点から

平成17年には、「食育基本法」が策定され、「学校給食法」の改正においても学校給食の目標に「食育の推進」の観点が含まれるなど、学校給食を活用した食に関する指導の充実が求められている。また、昨今は食の安全性や食育への関心も非常に高まっている。そのような中、幼稚園、小学校及び中学校と成長期の異なる児童等（以下「児童等」という。）の発育段階に応じた献立などを検討する必要がある。

また、家庭での生活環境が多様化する中、児童等の栄養補給となる学校給食への依存度が高くなっており、栄養教諭等による栄養面でのバランスのとれた献立作成や学校での食生活指導の体制を検討する必要がある。給食の時間は、栄養に関することはもとより農業や漁業、加工業などの食料の生産・加工や商店などの食品の流通、消費や調理などについて学習内容の理解が深められる場であり、給食ができるまでに多くの人々が汗を流して働いていることを理解することもできる。

学校給食は、地場産物や郷土の食文化に触れるなど、子どもたちに食生活の大切さを伝える生きた「教材」として、正しい食事のあり方や好ましい人間関係を体得することをねらいにした教育活動でもあり、質の高い「食の教育」を実践することが必要である。

③「学校行事等と給食の連携や保護者ニーズの多様化への対応」の視点から

リクエスト献立やバイキング方式による給食の実施、アレルギーを持つ児童等への対応となる特別食の供給など、学校給食に求められる多様なニーズに対処できる施設や運営手法を検討する必要がある。

④「環境負荷低減への配慮」の視点から

環境省が示す「環境配慮契約法」では、温室効果ガスの低減に向け、地方公共団体にも努力義務を課し、エネルギーの合理的かつ適切な使用や、環境配慮契約を推進するよう求めている。したがって学校給食施設においても、この法律の趣旨に則り、生ごみの減量化や再資源化、廃棄物の適正な処理への対応が必要である。

⑤ 調理給食数の現状と予測

表－1のとおり、近年、市における調理給食数は微減傾向にあり、平成22年5月1日現在4,502食/日となっている。将来人口推計結果において、今後、児童等の数の減少が予想されており、運営開始予定の平成24年では4,309食/日となるため、学校給食センターの必要調理給食数は4,300食（試食込み）とする。

なお、市立学校別の児童等の数の推移及び必要施設能力の算定に係る資料を、別紙－1～3に提示する。

表－1 調理給食数の推移（単位：人）

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
必要食数	4,502	4,396	4,309	4,216	4,162
年度	平成27年度	平成28年度			
必要食数	4,072	4,014			

(6) 本事業実施上の留意点

事業の目的や前述の課題を基に、本事業を実施する上での留意点を以下にまとめた。

- ① 食品衛生上の技術的水準を高めるための、ドライシステム及び汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニングを導入すること。
- ② 供給能力を最大4,300食/日とすること。
- ③ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の概念を取り入れ、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）等に基づき、質の高い衛生水準を確保し、安全・安心な学校給食が提供出来る衛生管理への対応を図ること。
- ④ 発育段階に応じた対応や、アレルギーやアトピーを持つ児童等への対応など、多様なニーズに対応できるシステムを構築すること。
- ⑤ 食材の地産地消に努めつつ、おいしい給食の提供を行うこと。
- ⑥ 施設の防音・防臭を考慮し、近隣への影響の低減に努めること。
- ⑦ 省エネルギー化に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮すること。
- ⑧ 生ごみの減量化、再資源化及び廃棄物の適正な処理への対応を図ること。
- ⑨ 民間事業者のノウハウを生かした効率的な運営を行うこと。

(7) 事業者の業務範囲

本事業は、PFI法に基づき、市とPFI事業契約を締結した事業者（以下「事業者」という。）が、学校給食センターの設計・建設業務、維持管理業務、運営業務等を行うことを業務の範囲とする。

具体的な業務の範囲については、「要求水準書」で改めて詳細に示すが、その概要は次のとおりである。

① 施設の設計・建設業務

- (ア) 施設の設計（基本設計・実施設計）・建設業務
- (イ) 付帯施設及び外構の設計・建設業務
- (ウ) 調理設備の設置・食器食缶等調達業務
- (エ) 施設備品の設置・調達業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 建築確認申請等の各種申請業務及び竣工検査、引渡し等関連業務
- (キ) 近隣対応・対策

② 施設の維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
- (イ) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
- (ウ) 付帯施設保守管理業務（付帯施設の修繕業務を含む。）
- (エ) 外構等保守管理業務（外構の修繕業務を含む。）
- (オ) 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の修繕業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む。）
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、事業期間中に発生する修繕業務は、不可抗力及び市の帰責事由の場合を除き、事業者の業務範囲とする。また、大規模修繕は市が行う予定であることから、事業者は、事業期間中及び事業終了後の適切な大規模修繕方法等について、事業期間中は適宜、市に助言を行うこととする。

③ 運營業務（学校給食に係る業務）

- (ア) 食材検収補助業務
- (イ) 調理業務（米飯（※1）、下処理業務及び配缶業務を含む。）
- (ウ) 衛生管理業務
- (エ) 食物アレルギー対応食調理業務
- (オ) 配送・回送業務（事業者の所有またはリースした7台の配送車による。市の指定する学校等に対するパン配送（※2）を含む）
※なお、現時点で想定される配送経路図を別紙ー4に提示する。
- (カ) 食器具の洗浄・保管業務
- (キ) 残飯処理業務
- (ク) 運営備品調達業務等（配送車両の調達及び維持管理を含む。）
- (ケ) 開業準備業務
- (コ) 広報補助業務（見学者対応を含む。）
- (ク) 上記各項目に伴う各種申請等業務

④ 市への施設の所有権の移転に係る一切の業務

(8) 市が行う業務

本事業において、市が実施する主な業務は次のとおりである。

- (ア) 食材調達業務
- (イ) 食材検収業務
- (ウ) 献立作成業務
- (エ) 給食費の徴収管理
- (オ) 食数調整
- (カ) 配膳業務
- (キ) 広報業務（見学者対応を含む。）

※1 米飯については、現在、学校給食センターで炊飯するケースと、(財)愛媛県学校給食会より委託された業者へ取りに行き各学校へ搬入するケースの2パターンを想定している。したがって、現段階では、米飯は本事業の運營業務に含むものとする。

※2 パンについては、現在、市の指定する学校等に対し、(財)愛媛県学校給食会より委託された業者から直接学校等へ搬入されるケースと、学校給食センターへ搬入されるケースにより構成することを想定している。

したがって、学校等に直接搬入されるパンの配送は、本事業の運營業務には含まないが、学校給食センターへ搬入されるパンの配送は、本事業の運營業務に含む。

なお、指定する学校等の詳細は、「要求水準書」で改めて詳細に提示する。
牛乳については、(財)愛媛県学校給食会より委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、本事業の運營業務には含まない。

(9) 事業方式

P F I法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本施設を設計及び建設し、完工後は市に施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の維持管理業務及び運営等業務を実施する、B T O (Build-Transfer-Operate)方式とする。

(10) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成39年3月末日までとする。

(11) 本事業における市から事業者への支払い

本事業における市から事業者への支払いは以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

なお、詳細については、事業契約書(案)にて提示する。

① 本施設の設計及び建設の対価

(ア) 市は、本施設の建設に係る交付金及び起債が適用可能な範囲については、事業者に対して、定める額を建設一時金として支払う。

(イ) 市は、維持管理及び運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設の設計及び建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を、サービス対価として割賦方式により支払う。

② 維持管理及び運営の対価

(ア) 市は、維持管理及び運営期間中、本施設の維持管理及び運営に係る対価を、サービス対価として、物価変動を勘案して定める額を事業者を支払う。

サービス対価は、物価変動に基づき、見直しを行う。

(12) 事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュール（案）は、次に示すとおりである。

なお本施設は、平成 24 年 9 月に供用開始を予定している。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ① 事業契約締結 | 平成 23 年 6 月 |
| ② 設計・建設期間 | 平成 23 年 7 月～平成 24 年 7 月（13 か月間） |
| ③ 本施設の所有権移転 | 平成 24 年 7 月 |
| ④ 開業準備 | 平成 24 年 8 月（1 か月間） |
| ⑤ 維持管理・運営期間 | 平成 24 年 9 月～平成 39 年 3 月（14 年 7 か月間） |

(13) 事業期間終了時の措置

事業者は、本施設を、適切な保守点検、維持管理を行い、要求性能が維持された状態で引き渡すこと。

(14) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたっては、P F I 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号）（以下「基本方針」という。）の他、以下の法令等を遵守するものとする。

① 関連法令等

- (ア) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- (イ) 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）
- (ウ) 学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）
- (エ) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- (オ) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- (カ) 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）
- (キ) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (ク) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (ケ) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (コ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- (サ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- (シ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (ス) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (セ) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (ソ) 浄化槽法（昭和 58 年 5 月 18 日法律第 43 号）
- (タ) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (チ) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (ツ) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (テ) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (ト) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- (ナ) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

- (ニ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
 - (ヌ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
 - (ネ) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
 - (ノ) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
 - (ハ) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）
 - (ヒ) 愛媛県建築基準法施行条例（昭和 35 年 7 月 7 日条例第 21 号）
 - (フ) 人にやさしいまちづくり条例（平成 8 年 3 月 19 日愛媛県条例第 3 号）
 - (ヘ) 大洲市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
（平成 17 年 1 月 11 日大洲市条例第 162 号）
 - (ホ) 大洲市景観条例（平成 21 年 3 月 25 日大洲市条例第 4 号）
 - (マ) 大洲市上水道使用条例（平成 17 年 1 月 11 日大洲市条例第 232 号）
- 上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとする。

また、本業務を実施するに当たり必要とされるその他の法令等（条例を含む。）についても最新のものを参照し遵守のこと。

② 要綱・各種基準等

- (ア) 学校給食衛生管理基準（文部科学省）
- (イ) 学校給食実施基準（文部科学省）
- (ウ) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- (エ) 集団給食施設の衛生確保に関する要綱（厚生労働省）
- (オ) 弁当及びそうざいの衛生規範について（昭和 54 年 6 月 29 日環食第 161 号）
- (カ) 保護施設等における調理業務の委託について
（昭和 62 年 3 月 9 日社施第 38 号）
- (キ) 保育所における調理業務の委託について（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）
- (ク) 食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成 16 年 3 月 16 日雇児発第 0316007 号）
- (ケ) 保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成 16 年 3 月 29 日雇児保発第 0329001 号）
- (コ) 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (カ) 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (シ) 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ス) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (セ) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ソ) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (タ) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (チ) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ツ) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (テ) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- (ト) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ナ) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ニ) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ヌ) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (ネ) 建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

また、本業務を実施するに当たり必要とされるその他の関連要綱・各種基準等についても最新のものを参照し遵守のこと。

1-2 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定に当たりの考え方

市は、PFI法、基本方針及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成13年7月27日）などを踏まえ、市自らが本事業を実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定する。

選定基準は次のとおりである。

- ① 本事業にかかる施設の設計、建設、維持管理、運営等が同一水準にある場合において、市の財政負担の縮減が期待できること。
- ② 市の財政負担が同一水準にある場合において、本事業にかかる施設の設計、建設、維持管理、運営等の水準の向上が期待できること。

(2) 選定の手順

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかの判断を行う。

- ① PFI事業として実施することの定性的評価
- ② 市の財政負担見込額による定量的評価
- ③ 事業者に移転するリスクの評価
- ④ 上記による総合的評価

市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収についての適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

(3) 選定結果の公表

前号に基づき、本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と合わせ、大洲市ホームページで速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないとした場合においても同様に公表する。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 事業者の募集及び選定方法

(1) 募集方法

事業者の募集は公開募集方式とし、市による「募集要項」の公表を行う。

(2) 選定方法

事業者の選定にあたっては、「公募型プロポーザル方式」により行う。

(3) 選定基準

提案内容と市の財政支出の低減の両面を考慮した「総合評価方式」を行う。

事業者選定基準の詳細は「募集要項」に提示する。

2-2 事業者の募集及び選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程（予定）	内 容
平成22年9月 22日（水）	実施方針の公表
平成22年9月 29日（水）	P F Iセミナー 実施方針に関する説明会及び実施方針への質問及び 意見受付（参加者ごとに質問を受付）
平成22年10月 4日（月）	実施方針への質問及び意見の受付締切
平成22年10月 8日（金）	実施方針への質問に対する回答公表
平成22年10月 19日（火）	特定事業の選定の公表
平成22年11月 17日（水）	募集公告及び募集要項等の公表
平成22年11月 24日（水）	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
平成22年11月 下旬	募集要項等に関する質問受付
平成22年12月 月上旬	募集要項等に関する質問に対する回答公表
平成22年12月 中旬	参加表明書及び資格審査書類の受付
平成22年12月 中旬	資格審査結果の通知
平成23年2月 中旬	提案書の受付
平成23年3月 中旬	提案書に関する事業者との対話
平成23年4月 月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
平成23年4月 下旬	優先交渉権者との基本協定締結
平成23年5月 下旬	仮事業契約締結
平成23年6月 下旬	本事業契約締結

2-3 応募手続き等

(1) P F I セミナー及び実施方針に関する説明会の開催

民間事業者に本事業への参加を求めするため、P F I セミナー及び実施方針に関する説明会を開催し、新しい公共サービスの提供方式であるP F Iについての講演と事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行う。あわせて、建設用地の現地説明会を開催する。説明会の日時、開催場所等について以下のとおりである。

説明会場では、資料を配付しないので、各自実施方針を持参すること。

① P F I セミナー及び実施方針に関する説明会

日 時：平成22年9月29日（水）13時30分～

場 所：大洲市民会館及び学校給食センター計画地（現地案内）

なお、当日は、希望者において個別に実施方針に関する質問を受け付け、その場で回答する。その内容については、2-3(3)の手続きと同様に市のホームページで公表する。

② P F I セミナー及び実施方針に関する説明会の申込先・問合せ先

申込方法：平成22年9月27日（月）までに、（様式-1）参加申込書に記入の上
F A X ・ 郵送 ・ 持参 ・ E-mail のいずれかの方法により提出すること。

申 込 先：大洲市教育委員会教育総務課 学校給食センター建設担当

〒795-0012 愛媛県大洲市大洲 891 番地 1

電話 0893-24-1729 F A X 0893-23-5484

E-mail new-school-lunch-center@city.ozu.ehime.jp

※申込状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。

(2) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

受付日時：平成22年9月23日（木）午前9時～平成22年10月4日（月）午後5時

受付方法：（様式-2）実施方針に関する質問書及び（様式-3）実施方針に関する意見書に記入の上、添付ファイルにてE-mailにより提出すること。

E-mail new-school-lunch-center@city.ozu.ehime.jp

(3) 実施方針に関する質問に対する回答

実施方針に関する質問等に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成22年10月8日（金）までに、市のホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(4) 実施方針の変更

実施方針の公表における民間事業者からの意見等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、実施方針の変更が重要事項に及ぶ場合は、特定事業の選定・公表と同時に、実施方針（変更）を、市のホームページ等にて公表する。また、実施方針の変更に伴いスケジュールの変更が生じた際には変更後のスケジュールも提示するものとする。

(5) 特定事業^(※)の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ、PFI事業として実施することが適切であると認める場合に、本事業を特定事業として選定し、その結果を市のホームページに公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

(※) 特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。(PFI法第2条第2項)

(6) 募集公告・募集要項の公表

特定事業の選定を踏まえ、募集公告を行い、募集要項、要求水準書、事業契約書（案）及び事業者選定基準等を市のホームページで公表する。

(7) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問を受け付ける。

質問の方法等は「募集要項」において提示する。

(8) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表

募集要項等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は「募集要項」において提示する。

(9) 提案書の受付

応募者から、資格審査に必要な書類及び本事業に関する見積書及び事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書等の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、「募集要項」で提示する。なお、提案書等の提出期限までの間に、希望者に対して個別に、提案書作成に関する質問を受け付け、その場で回答する機会を設ける。時期及び場所等詳細については、「募集要項」で提示する。その内容については、2-3(3)の手続きと同様に市のホームページで公表する。

(10) 優先交渉権者の決定及び公表

提出された提案書について総合的に評価を行い、大洲市給食センター整備運営事業事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、市が優先交渉権者を決定する。審査の結果は応募者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

(11) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(12) 事業契約締結

市は、優先交渉権者との間で締結した基本協定に基づき、事業者と仮契約を締結した後、P F I 法第 9 条に規定された事業契約の締結に関する大洲市議会の議決を経て、事業者と事業契約を締結する。

2-4 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）、及び運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、応募者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。また、必要に応じて構成員に上記業務以外を行う者（以下「その他企業」という。）を含むことができる。

なお、本事業は市が行う初の P F I 事業であり、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、市内に本店又は主たる営業所を有している企業の積極的な参画や地域住民の雇用促進について期待をしているところである。

したがって、優先交渉権者の決定に当たっては、これら地域経済の活性化への寄与等に関する提案について、特に評価を行う予定としている。

- ② 応募者の構成員は以下の定義により分類される。

代表企業：「特別目的会社」(Special Purpose Company、以下「S P C」といい、S P C が本書にいう「事業者」となる。) から直接業務の受託・請負をし、かつ S P C に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

構成企業：S P C から直接業務の受託・請負をし、かつ S P C に出資する企業

協力企業：S P C から直接業務の受託・請負をし、かつ S P C には出資しない企業

- ③ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。
- ④ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

- ⑤ 優先交渉権者は、市との事業契約の調印（仮契約）までに、市内にSPCを設立する。SPCは、会社法（平成17年法律第86号）の定める株式会社として市内に設立するものとする。
- ⑥ 建設企業は、SPCから請け負った建設業務の一部について、第三者に委任、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委任又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

- ① 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ② 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ③ 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。

なお、複数の者で実施する場合は、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、(イ)から(ウ)の要件すべてを満たすこと。

 - (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - (イ) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱の規定により、平成21・22年度の競争入札参加資格を認められている（以下「有資格業者」という。）こと。
 - (ウ) HACCP対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

※ 工事監理は、設計企業が実施すること。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合は、当該設計企業以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計に当たる者と同じとする。
- ④ 建設企業は、(ア) 単独企業又は(イ) 特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とし、それぞれ次の要件を満たしていること。
 - (ア) 単独企業

次の全ての要件を満たしていること。

 - ・有資格業者であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
 - ・大洲市内に本店又は主たる営業所を有する者（以下「市内建設業者」という。）であること。
 - (イ) JV

次のaの要件を満たすこと。また、JVの代表者である代表構成員は、次のbからgの要件をすべて満たし、その他の構成員は、次のbからdの要件をすべて満たしていること。

 - a JVの結成に当たっては、有資格業者であり、同一業種（建築一式工事）場合は甲型JV（以下「共同施工方式」という。）又は異なる業種の場合は

乙型 J V（以下「分担施工方式」という。）のいずれかによるものとし、共同施工方式による J V を結成する場合には、次の要件をすべて満たしていること。

なお、分担施工方式による場合には、次の要件をすべて満たしていることとし、各構成員の分担工事額については応募者の提案によるものとする。

- ・ J V には、市内建設業者を構成員として 1 者以上含むこと。
 - ・ J V の代表構成員は出資比率が構成員中最大である者であって、単独の企業であること。
 - ・ J V の構成員数は 2 者又は 3 者であること。
 - ・ 1 構成員当たりの出資比率は、構成員数が 2 者の場合は 30% 以上、3 者の場合は 20% 以上であること。
 - ・ 構成企業毎に建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者（以下「監理技術者」という。）を専任かつ常駐で配置し、代表企業の監理技術者が統括監理技術者として市との窓口役となるとともに、その他の構成企業の監理技術者を統括すること。
- b 構成企業は、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」の有資格業者のうち、当該構成企業が実施する工事に対応した工種（以下「対象工種」という。）であること。
- c 「電気工事」、「管工事」の有資格業者のうち、市内建設業者にあつては、平成 22 年度大洲市建設工事等発注標準の対象工種の格付等級が A 又は B ランクであること。
- d c に掲げる者以外の者にあつては、建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、対象工種に該当する種類（「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- e 「建築一式工事」について、特定建設業の許可を受けており、かつ、市内建設業者以外の者にあつては、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（その審査基準日が公告の日から起算して過去 1 年 7 か月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の建設工事の内「建築一式」の総合評定値が 1,000 点以上を有する者であること。
- f 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。
- g 次の要件をすべて満たす監理技術者を専任かつ常駐で配置できること。
- ・ 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - ・ 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する管理技術者講習

修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

- ⑤ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。
 - (ア) 有資格業者であること。
- ⑥ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - (ア) HACCP対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。
 - (イ) 学校給食施設における運営能力及び調理業務実績もしくは、集団調理施設における運営能力及び調理業務を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者
- ② 設計企業及び建設企業は、参加表明書の提出日において国・愛媛県・市の指名停止措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- ⑤ 法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者
- ⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社
本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。
 - ・株式会社エイト日本技術開発（岡山県岡山市北区津島京町三丁目1-21）
 - ・東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務所（外国法共同事業）（東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー11F）なお、「関連会社」とは、次の者を言う。
 - ・アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ・アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ・代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ⑦ 市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者、「人事面において関連がある者」とは、当

該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、応募者が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

なお、優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が応募者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

2-5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

市は、応募者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。

(2) 審査の手順及び方法

① 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を参加者に通知する。

② 提案書審査

あらかじめ設定した「事業者選定基準」に従って、審査委員会において提案書等の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、応募者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

③ 審査事項

審査事項は、「募集要項」等に添付する「事業者選定基準」にて提示する。

④ 審査結果

審査結果は公表する。

(3) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

事業者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

2-6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 予想される責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものである。したがって、施設的设计・建設及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

3-2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別表（表-2 リスク分担（案））に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に提示するものとする。

3-3 事業実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する施設の建設及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、事業契約書（案）に定める。また、事業者の提供する施設的设计・整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、事業契約書（案）に定める。

表-2 リスク分担(案) (1/2)

段階	リスク項目	リスク概要	リスク負担		
			市	事業者	
共通	募集要項等リスク	募集要項等本事業に係り公表した資料の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○		
	契約締結リスク	市の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		市の事由による事業者との契約が結べない、又は遅延等	○		
		事業者の事由による事業者との契約が結べない、又は遅延等		○	
	制度関連リスク	政治リスク	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等(議会承認が得られないリスクを除く)	○	
		法制度・許認可リスク	法制度・許認可の新設・変更に関するもの(本事業にのみ影響を及ぼすもの)	○	
			法制度・許認可の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)		○
		税制度リスク	消費税の変更に関するもの	○	
			税制度の新設・変更(例えば環境税等)	○	
			法人税等事業者の利益に関するもの		○
	許認可遅延リスク	許認可の遅延に関するもの(市が取得するもの)	○		
		上記以外、民間の申請等の手続きの不備等による許認可の遅延に関するもの		○	
	社会リスク	住民対応リスク	施設等の設置、本事業の推進そのものに対する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
			上記以外のものに関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの		○
		第三者賠償リスク	事業者が行う業務に起因する騒音・振動・臭気に関するもの		○
		安全確保リスク	建設・維持管理・運営における事故、又は安全確保に関するもの		○
		環境問題リスク	事業者の提案内容・業務に起因する環境問題 建設・維持管理・運営における環境保全に関するもの		○
	事業の中止・延期リスク	民間の事業放棄、破綻に関するもの		○	
		市の指示、議会不承認等(事業者等の帰責事由による場合を除く)により事業の継続が困難又は、当該事業が不要になった場合	○		
	不可抗力リスク	天災・暴動等による工事の変更・中止・延期に関するもの	○	△	
金利変動リスク	金利基準日以降に発生する金利変動		○		
	提案時の金利と維持管理、運営期間中の金利基準日における金利との差の発生	○			
物価変動リスク	施設供用前のインフレ・デフレに関するもの		○		
	施設供用後のインフレ・デフレに関するもの	○			
計画・設計	測量・調査リスク	市が実施した測量・調査に関するもの(コスト増加や完工の遅延等)	○		
		民間が実施した測量・調査に関するもの(コスト増加や完工の遅延)		○	
	用地リスク	土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財が存在するために事業者が生じた増加費用の負担の予備完工予定日の延長	○		
		上記以外の事由による中断・遅延等		○	
	計画・設計リスク	市の指示・判断の不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)	○		
		上記以外の要因による不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)		○	
応募リスク	応募費用に関するもの		○		
資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		○		

○：主分担、△：従分担

表-2 リスク分担(案) (2/2)

段階	リスク項目	リスク概要	リスク負担	
			市	事業者
建設段階	工事遅延・未完工リスク	市の要求による設計変更により契約工期より遅延、又は完工しないこと、経費の増加に関するもの	○	
		上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する、又は完工しないことに関するもの		○
	工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大に関するもの	○	
		上記以外の要因による工事費の増大に関するもの(設計違反含む)		○
	性能リスク	要求水準の不適合・未達に関するもの		○
一般的損害リスク	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○	
維持管理・運営	運営開始遅延リスク	市の帰責事由によるもの	○	
		事業者の帰責事由によるもの		○
	計画変更リスク	事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	性能リスク	要求水準の不適合に関するもの		○
	仕様変更リスク	市の要請による維持管理期間中の施設の仕様変更	○	
	瑕疵リスク	事業期間中に瑕疵が発見された場合の修繕、損害賠償の義務		○
	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷、劣化への適切な処置不足		○
		市の責による事故・火災等によるダメージに関するもの	○	
	コストリスク	物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大		○
	給食数増減リスク(需要変動リスク)	市の要請による給食数増加に伴い事業者が生じた増加費用負担	○	
		児童等数の変動によるもの(※)	△	○
		給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
	異物混入リスク(食中毒リスク)	食べ残し等による残渣の変動(市作成の献立による影響を含む。)	△	○
		検収時における調達食材の異常	○	
		検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常		○
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		調理時における加熱等が不十分に起因する調達食材の異常		○
	アレルギー対応リスク	調理、配送、配膳業務における異物混入等		○
		アレルギー児童等の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、代替食対応時の献立作成ミス等による発症	○	
		突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	○	
		調理段階における禁忌物質の混入による発症		○
		配送校の誤りによる誤食での発症		○
		市の事由による収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症	○	
事業者の起因による収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症			○	
市の事由によるアレルギー児童生徒の個人情報の流失		○		
事業者の事由によるアレルギー児童生徒の個人情報の流失		○		
配送遅延リスク	市の帰責事由により配送の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害(事業契約解除の際の損害を含む)の負担	○		
	事業者の帰責事由により配送の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担(事業契約解除の際の損害を含む)		○	
	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更に伴う配送校の減少等、市の事由によるもの	○		
運搬費用増大リスク	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加等)		○	

○：主分担、△：従分担

不可抗力リスク：事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

需要の変動リスク：市は、提供食数が一定の範囲となるよう調整する。

(※)生徒数の変動による食数変動については、一定範囲の食数担保は、市で実施する。一定範囲については、事業契約書(案)で提示する。

4 施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 立地条件

- (1) **建設予定地** : 大洲市富士 119、62 (市所有地) (別紙-5、6 参照)
- (2) **用途地域** : 非線引き都市計画区域
- (3) **隣接道路** : 市道 榎峠 1 号線 (現況幅員約 3.5~5.0m)
- (4) **建ぺい率** : 70%
- (5) **容積率** : 200%
- (6) **敷地面積** : 約 5,000 m² (別紙-7 参照) ※詳細は、「募集要項」等に提示する。
- (7) **インフラとの接続** :
インフラ整備状況と処理方法の概要は以下のとおりである。
 - ① **上水道** : 敷地にて接続可能
 - ② **污水排水** : 合併式浄化槽による処理を想定
 - ③ **ガス** : プロパンガスによることを想定※詳細については、「募集要項」等において提示する。
なお、オール電化厨房の導入等によりガスを使用しない提案も可能である。

4-2 土地の取得に関する事項

土地は、市所有の行政財産とし、施設等の整備、施設の維持管理業務及び給食の運営等業務に必要な範囲を事業者が無償で使用を許可する。

4-3 施設要件

(1) 基本的考え方

施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」(文部科学省)及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省)等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCPの概念を取り入れた衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。

また、地産地消への取り組みや食育とのかかわりへの配慮、環境負荷に対する低減への配慮などの実現も目指している。

(2) 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」にて提示する。また、アレルギー対応食への対応を予定している。詳細については「要求水準書」にて提示するが、アレルギー対応食数は100食程度を想定している。

(3) 施設規模

1日当たり最大4,300食（食缶方式）が無理なく供給できる施設とする。

(4) 施設形態

- ① ドライシステムとし、水はね等による二次汚染を防止する対策を講じる。
- ② 汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区分する。
- ③ 食材搬入口は、魚肉類と生鮮加工品及び野菜果物類等食材の相互汚染を防止できる構造とする。
- ④ アレルギー対応専用の調理室を設置する。
- ⑤ 給食調理後2時間以内で、可能な限り早く食べることができるよう、搬出入口の箇所数等を十分考慮する。
- ⑥ 振動・騒音対策及び臭気対策を講じる。

(5) 厨房設備

- ① 作業動線の交差による相互汚染を防止するため、作業区域は、汚染作業区域と非汚染作業区域とを明確に区分し、それぞれ専用の前室を通過する構造とし、作業区分毎に部屋を区分けする。
- ② 汚染作業区域と非汚染作業区域に、専用容器洗浄室を設置する。
- ③ 調理機器の導入に当たっては、多種の献立に対応可能で、1日当たり最大4,300食の調理が安全、迅速、確実に行えるよう十分考慮する。

(6) 施設内容

本施設に必要な、施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」で提示する。

本体施設	給食エリア	検収室、食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室、計量室、割卵室、調理室、アレルギー専用調理室、揚物・焼物室、和え物室、米庫、炊飯室、コンテナ室、器具洗浄室、洗浄室、配送前室、準備室、油庫、廃棄庫、雑品庫 等
	事務エリア	事務室、会議室、洗濯室、調理員用休憩室、調理員用更衣室、事務職員用更衣室、シャワー室、事務職員用便所、外来者用便所、多目的便所、調理員用便所、倉庫 等
	その他	玄関ホール、調理見学スペース、プラットホーム、残滓処理室 等
付帯施設 (外構を含む)		ゴミ置場、廃水処理施設、浄化槽、駐車場、構内通路、門扉、囲障・フェンス 等

(7) 施設稼働日数

年間約 200 日の稼働日数を予定している。

(8) 建築確認申請手続きについて

本施設の建築確認申請については、市と民間事業者の連名により行う予定である。

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書（案）等に提示する規定に従い、次の措置をとることとする。

6-1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前各号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。
以上、詳細については事業契約書（案）に提示する。

6-2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

6-3 事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。詳細については事業契約書（案）に提示する。

6-4 金融機関と市の協議（直接協定）

市は事業の継続を図るため、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することも検討する。

6-5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7-1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

7-2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 交付金及び起債

市は、本事業においての交付金及び起債を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(2) その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び起債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

8-1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成 22 年 9 月定例会に付議したところである。また、事業契約の締結に関する議案は、平成 23 年 6 月定例会に付議する予定である。

8-2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページなどにより適宜行う。

・大洲市ホームページ <http://www.city.ozu.ehime.jp/>

8-3 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

8-4 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

8-5 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

大洲市教育委員会教育総務課 学校給食センター建設担当

〒795-0012 愛媛県大洲市大洲 891 番地 1

電話 0893-24-1729 F A X 0893-23-5484

E-mail new-school-lunch-center@city.ozu.ehime.jp

大洲市ホームページ <http://www.city.ozu.ehime.jp/>

(別紙-1)

市立学校別の児童・生徒・園児数の推移(想定)

(平成22年5月1日現在)

地域	学校名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	22年度 教員数
大洲	大洲小学校	280	284	277	270	281	261	268	24
	喜多小学校	630	621	622	623	609	620	609	32
	平小学校	335	330	306	298	281	269	263	23
	久米小学校	156	150	149	135	139	143	150	13
	平野小学校	119	116	100	100	84	89	87	14
	南久米小学校	24	26	27	27	24	19	20	8
	菅田小学校	189	189	192	188	178	176	176	16
	大成小学校	22	24	27	27	24	21	18	9
	蔵川小学校	11	8	5	5	6	6	5	6
	柳沢小学校	13	11	7	4	4	6	6	7
	田処小学校	3	4	4	3	5	6	6	4
	新谷小学校	216	209	203	193	187	199	204	19
	三善小学校	52	45	39	35	34	39	40	11
	粟津小学校	117	106	91	88	79	77	76	13
	上須戒小学校	15	15	16	16	16	14	17	6
	大洲南中学校	248	238	244	236	231	226	224	21
	大洲北中学校	445	456	472	485	509	499	495	32
	平野中学校	58	55	68	65	68	56	54	10
	肱東中学校	155	139	119	107	110	116	115	16
	新谷中学校	126	117	115	123	121	111	109	14
大洲東中学校	103	102	112	110	98	75	59	14	
大洲幼稚園	46	46	46	46	46	46	46	4	
喜多幼稚園	87	87	87	87	87	87	87	5	
久米幼稚園	23	23	23	23	23	23	23	3	
平野幼稚園	13	13	13	13	13	13	13	3	
長浜	白滝小学校	38	36	31	32	26	19	15	8
	柴小学校	9	10	10	12	12	14	10	6
	戒川小学校	-	-	-	-	-	-	-	-
	大和小学校	63	62	60	56	61	57	49	9
	豊茂小学校	13	12	12	9	9	6	7	6
	出海小学校	15	17	12	11	11	11	11	5
	櫛生小学校	16	11	14	13	12	11	13	6
	長浜小学校	132	125	112	104	107	102	93	13
	喜多灘小学校	17	15	12	9	8	7	8	6
長浜中学校	183	180	164	167	154	136	136	21	
肱川	中野小学校	36	41	37	35	41	34	34	10
	正山小学校	41	33	28	23	25	22	19	8
	大谷小学校	19	15	14	17	16	14	16	8
	予子林小学校	20	18	18	15	12	15	12	6
	肱川中学校	90	80	78	66	58	56	50	12
	中野幼稚園	9	9	9	9	9	9	9	2
	正山幼稚園	3	3	3	3	3	3	3	1
	大谷幼稚園	5	5	5	5	5	5	5	1
予子林幼稚園	2	2	2	2	2	2	2	1	
河辺	河辺小学校	32	31	25	20	16	15	13	8
	河辺中学校	20	19	19	18	19	16	14	10
	河辺幼稚園	6	6	6	6	6	6	6	2
合計		4,255	4,144	4,035	3,939	3,869	3,757	3,695	476

※給食の提供は、長浜中学校と河辺地域を除く学校等が対象となる。

(別紙-2)

地域別の児童・生徒・園児数の推移(想定)

(平成22年5月1日現在)

区分	学校名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	22年度 教員数
小学校	全市	2,633	2,564	2,450	2,368	2,307	2,272	2,245	304
	大洲	2,182	2,138	2,065	2,012	1,951	1,945	1,945	205
	長浜	303	288	263	246	246	227	206	59
	肱川	116	107	97	90	94	85	81	32
	河辺	32	31	25	20	16	15	13	8
中学校	全市	1,428	1,386	1,391	1,377	1,368	1,291	1,256	150
	大洲	1,135	1,107	1,130	1,126	1,137	1,083	1,056	107
	長浜	183	180	164	167	154	136	136	21
	肱川	90	80	78	66	58	56	50	12
	河辺	20	19	19	18	19	16	14	10
幼稚園	全市	194	194	194	194	194	194	194	22
	大洲	169	169	169	169	169	169	169	15
	長浜	-	-	-	-	-	-	-	-
	肱川	19	19	19	19	19	19	19	5
	河辺	6	6	6	6	6	6	6	2
合計	全市	4,255	4,144	4,035	3,939	3,869	3,757	3,695	476
	大洲	3,486	3,414	3,364	3,307	3,257	3,197	3,170	327
	長浜	486	468	427	413	400	363	342	80
	肱川	225	206	194	175	171	160	150	49
	河辺	58	56	50	44	41	37	33	20

必要施設能力の算定

項目	生徒・児童・園児数				教職員			
	①全校	②長浜 中学校	③河辺 地域	④食数 ①-②-③	⑤全校	⑥長浜 中学校	⑦河辺 地域	⑧食数 ⑤-⑥-⑦
平成22年度	4,255	183	58	4,014	476	21	20	435
平成23年度	4,144	180	56	3,908	476	21	20	435
平成24年度	4,035	164	50	3,821	476	21	20	435
平成25年度	3,939	167	44	3,728	476	21	20	435
平成26年度	3,869	154	41	3,674	476	21	20	435
平成27年度	3,757	136	37	3,584	476	21	20	435
平成28年度	3,695	136	33	3,526	476	21	20	435

※給食の提供は、長浜中学校と河辺地域を除く
学校等が対象となる。

項目	⑨その他 センター 関係者等 (暫定の 数値)	⑩試食 (暫定の 数値)	提供食数 ④+⑧+ ⑨+⑩
平成22年度	33	20	4,502
平成23年度	33	20	4,396
平成24年度	33	20	4,309
平成25年度	33	20	4,216
平成26年度	33	20	4,162
平成27年度	33	20	4,072
平成28年度	33	20	4,014

→1日当たり最大「4,300食」と表記する。

⑨センター関係者等(平成22年5月1日現在)

施設名	人数
大洲	26人
肱川	7人
計	● 33人

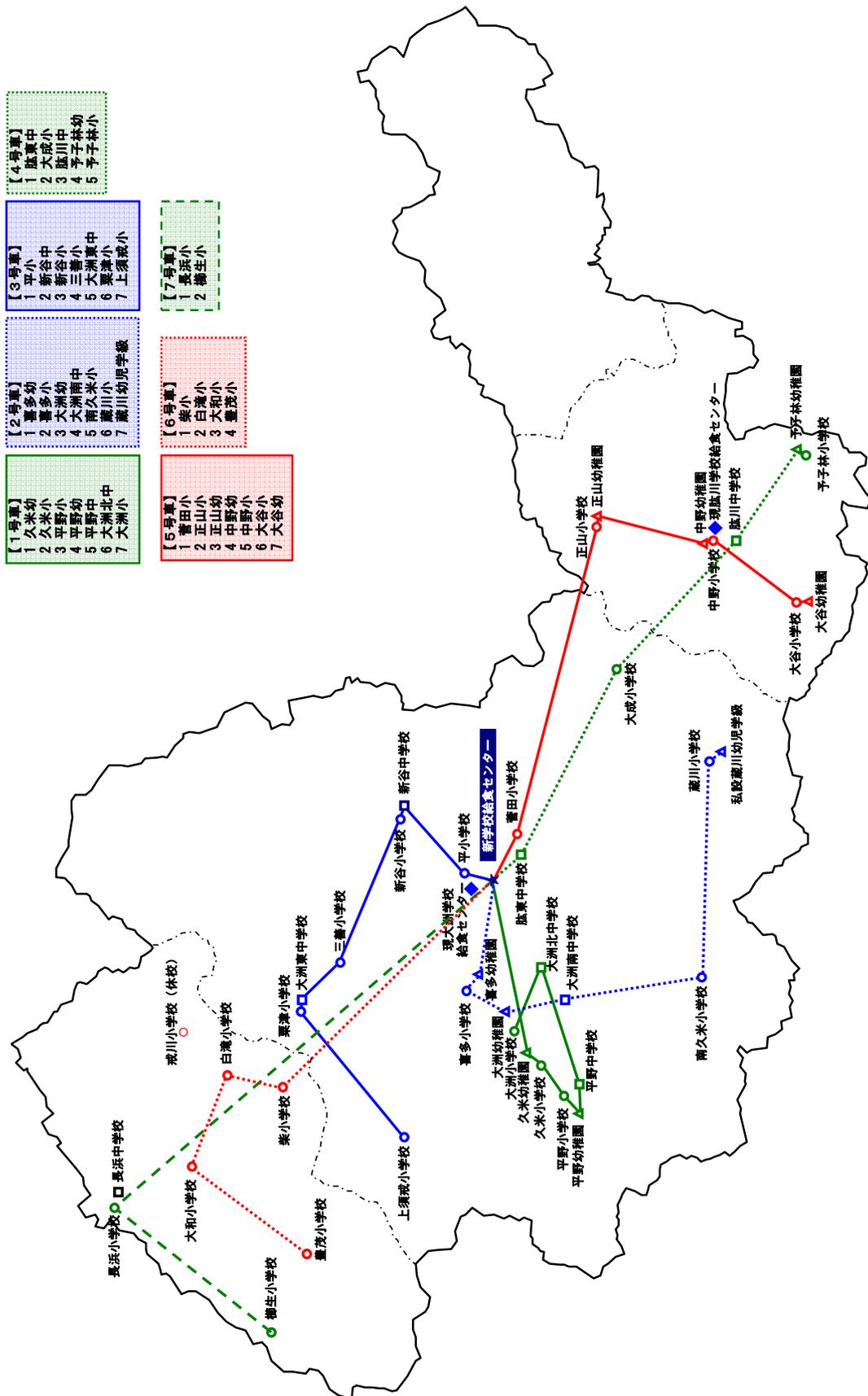
⑩試食(平成21年度実績)

施設名	試食数	実施日数	1日当たり
大洲	834食	195日	4.3食/日
肱川	307食	195日	1.6食/日
計	1,141食	390日	5.9食/日
			● 20食/日

※施設見学等による増を見込み、1日当たり20食として算定する。

※平成21年度においては、供用開始目標年度である平成24年度の提供食数の見込みは、1日当たり4,428食となり以後減少が予想されることから、最大調理能力を4,500食としたが、平成22年5月1日現在で推計すると4,309食となることから、新施設の最大調理能力は**4,300食**とする。

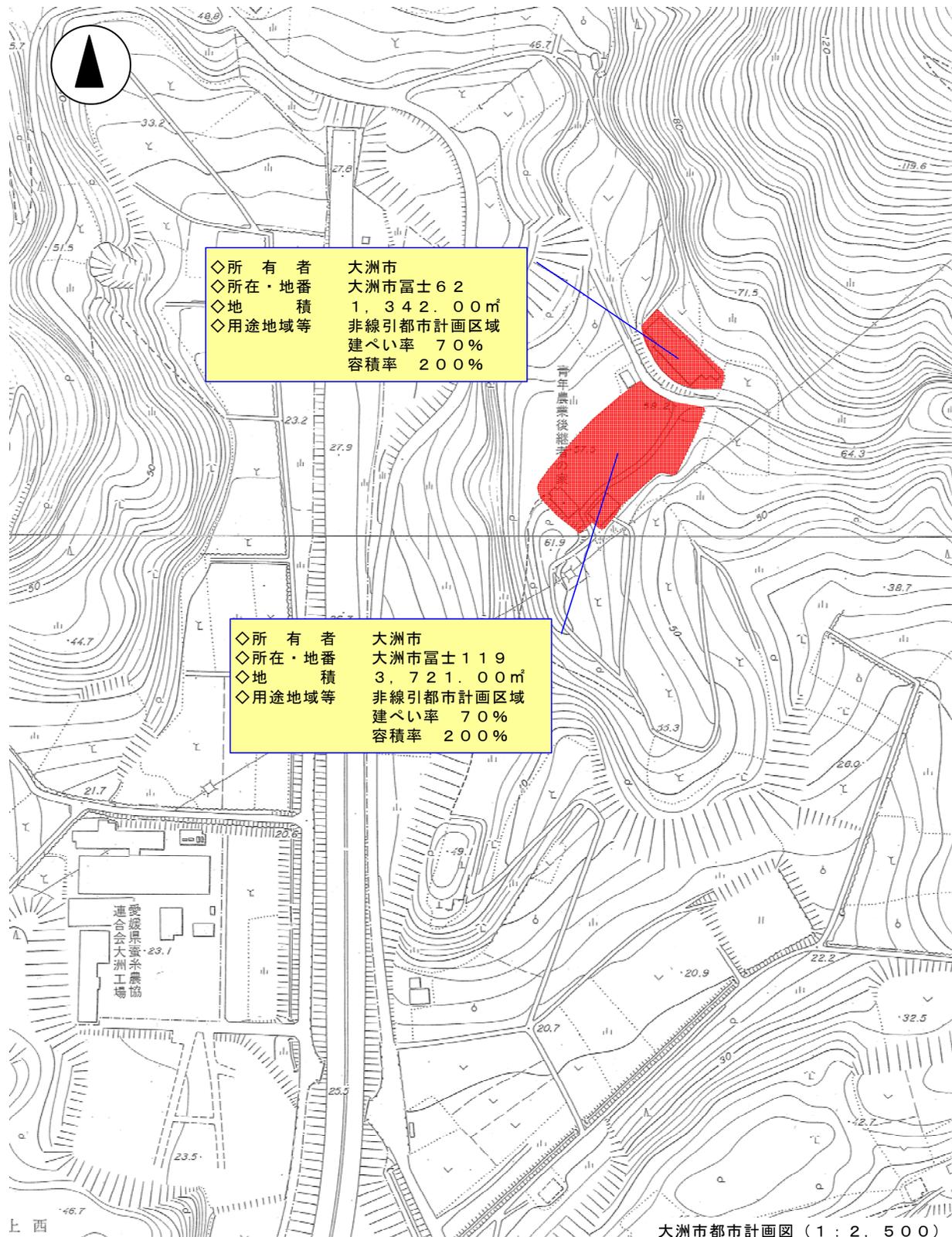
学校給食配送経路検討図 (案)



大洲市学校給食センター建設予定位置図(広域)



大洲市学校給食センター建設事業用地位置図



(別紙-7)

